# 年金額を増やすことができる「付加年金」制度をご活用ください

### ■付加年金とは

将来の老齢基礎年金受給額を増やすためのもので、毎月の国民年金保険料と合わせて付加保険料を納めることで、老齢基礎年金受給時に付加年金が加算されます。

付加保険料は1ヵ月あたり400円で、付加年金額(年額)は「200円×付加保険料納付月数」となります。

## ■付加保険料を納めることができる方

「国民年金第1号被保険者」と「国民年金に任意加入されている65歳未満の方」 ※国民年金基金に加入中の方や保険料を免除されている方は、付加保険料を納めることはできません。

## ■付加年金額(年額)

付加年金額(年額)は「200円×付加保険料納付月数」で計算されるため、2年以上受け取ると、納めた付加保険料以上の年金を受け取れます。

例) 付加保険料を40年間(満額)納め、65歳から受給する場合

付加保険料<u>納付額</u> 400円×480 ヵ月(40年間) = 192,000円 付加年金<u>受給額(年額)</u> 200円×480 ヵ月 = 96,000円

→ 年金を2年受け取ると、納付した保険料額と同額になります。

これは付加保険料を5年納めた方、10年納めた方についても同じことがいえます。

付加年金は老齢基礎年金と合わせて受給できる終身年金で、増額や減額はありません。

※付加年金は老齢基礎年金と合わせて支給されるため、繰上げ支給または繰下げ支給をした場合には、元となる老齢基礎年金と同じ割合で減額または増額されます。

## ■付加年金が強制適用となる方

農業者年金の被保険者は、(農業者年金の被保険者に該当した月から)付加保険料を必ず納付しなければなりません。

- ・農業者年金の加入条件(次の3つを満たす方であればどなたでも加入できます。)
  - ①年間60日以上農業に従事する。
  - ②国民年金の第1号被保険者(国民年金の保険料納付免除者を除く)
  - ③60歳未満の方
  - ※さらに、年間60日以上農業に従事する60歳以上65歳未満の 国民年金の任意加入者も加入できます。

#### ■納付をやめても掛け捨てになりません

付加保険料を納付している方は、いつでも任意で納付をやめる ことが可能です。その場合でも掛け捨てにはなりません。

#### ■申請先

役場または稚内年金事務所にて申請してください。

※個人番号または基礎年金番号のわかるものをお持ちください。 (郵送またはマイナポータルによる電子申請も可能です。)



より詳細な内容につきましては、日本年金機構のHPから確認できます。 (https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/hokenryo/fukanofu.html)



お問い合わせ先 稚内年金事務所 電話:0162-32-1941 住民生活課 税務住民係 電話:5-1112 告知端末機:5-8812